

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県大竹市長

公表日

令和8年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種業務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市が実施主体となり、予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るものである。</p> <p>予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務 ⑥情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務(特例臨時接種分) ・被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>
③システムの名称	・健康管理システム(予防接種システム) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14項、126項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、153、154の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、27、28、29、153の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大竹市 健康福祉部 保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 健康福祉部 保健医療課 保健予防係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2140)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を徹底しており、アクセス権限の発効・失効の管理やアクセス権限の管理も徹底しているため十分であると考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	社会健康課長 政岡 修	社会健康課長 野島 等	事後	人事異動により
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部	大竹市 健康福祉部 社会健康課	大竹市 健康福祉部 保健医療課	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	社会健康課長 野島 等	保健医療課長 野島 等	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	大竹市 総務部 企画財政課 広報統計係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電)	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電)	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	大竹市 健康福祉部 社会健康課 保健予防係	大竹市 健康福祉部 保健医療課 保健予防係	事後	機構改革により
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年3月15日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情	健康管理システム	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム	事後	情報連携実施に伴うシステムの追加
平成30年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	実施しない	実施する	事後	情報連携実施に伴う内容の修正
平成30年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	情報連携実施に伴う内容の修正
平成30年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	保健医療課長 野島 等	保健医療課長 松重 幸恵	事後	人事異動により
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月31日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種	—	基礎項目評価書	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用(2項目)	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	—	十分である	事後	新規項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IVリスク対策 7. 特定個人情報 の保管・消去	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検	事後	新規項目
令和1年5月31日	IVリスク対策 9. 従業員に対 する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	新規項目
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和3年2月5日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務	予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予 防接種法及び行政手続きにおける特定の個人	予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予 防接種法及び行政手続きにおける特定の個人	事前	新型インフルエンザに予防接 種に係る事務等の情報連携
令和3年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するた ・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93 条の2	事前	新型インフルエンザに予防接 種に係る事務等の情報連携
令和3年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	【情報提供の根拠】 ・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供	【情報提供の根拠】 ・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供	事前	新型インフルエンザに予防接 種に係る事務等の情報連携
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年2月5日 時点	事前	新型インフルエンザに予防接 種に係る事務等の情報連携
令和3年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年2月5日 時点	事前	新型インフルエンザに予防接 種に係る事務等の情報連携
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づ き、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づ き、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種に関する
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム	・健康管理システム(予防接種システム) ・団体内統合宛名システム	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種に関する
令和3年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93 条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93 条の2	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種に関する
令和3年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	【情報提供の根拠】 ・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	番号法の改正に伴う根拠規 定の修正
令和3年12月23日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイル	予防接種システム	予防接種記録ファイル		名称の見直しによる変更
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月5日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月5日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和4年7月27日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93 条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93 条の2	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種に関する
令和4年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づ き、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づ き、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種に関する
令和4年7月27日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電	事後	機構改革に係る内容の修正
令和4年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月27日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和4年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月27日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和5年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所	保健医療課長 松重 幸恵	保健医療課長	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 1. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月27日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月27日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月18日 時点	令和6年7月17日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月18日 時点	令和6年7月17日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	ワクチン接種記録システム(VRS)	(削除)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する
令和8年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93条の2 ・行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表の14項、126項 ・行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める 事務を定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法の改正に伴う根拠規定の修正
令和8年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二16-2、16-3、115-2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二16-2、17、18、19、115-2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、26、27、28、29、153の項	事後	番号法の改正に伴う根拠規定の修正
令和8年2月5日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月17日 時点	令和8年2月5日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月17日 時点	令和8年2月5日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 9. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発	—	複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	ユーザ認証の管理を徹底しており、アクセス権限の発効・失効の管理やアクセス権限の管理	事後	新規項目